第22号（第22条第２項、第25条第２項、第29条第２項、第56条第２項、第70条第２項、第82条第２項関係）

講習修了証明書等再交付申請書

 　　　　　　 の再交付を次のとおり申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 　 月　　日

　　山形県公安委員会殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請人 | 本籍 |  |
| 住所 |  |
| ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 電話番号 |  |
| 申請の理由 |  |
| 証明書等 | 証明書等番号 | 　　　　第　　　　　　　　号　　　　　公安委員会 |
| 交付年月日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 受講等場所 |  |
| 銃種 |  |

 備考　１　講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本籍欄には記載を要しない。

　２　教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。

　３　講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。

　４　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。

 ５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。